

条件付き一般競争入札に係る資料の事後審査について

条件付き一般競争入札の告示で求める入札条件について開札後に資料の審査を行う旨の記載のある案件の取り扱いについてお知らせいたします。

1 事後に審査を行う内容

告示で求める入札条件のうち

- ・業者の施工実績にかかる資料（同種・同規模工事等の施工実績調書）
- ・配置予定技術者にかかる資料（配置予定技術者の資格・工事等経験調書）

上記の2点について事後審査を行います。

2 審査の対象者

落札候補者のみ審査を行います。

3 資料の提出期限

資料の提出の依頼を受けた翌日の10時（翌日が閉庁日にあたる場合は、翌開庁日とする。）までに契約課までファクシミリ又は持参して資料を提出してください。

期限までに資料の提出がない場合は、失格とし、次順位の者に資料の提出を依頼します。

4 決定

原則として、資料提出日の翌日の17時（翌日が閉庁日にあたる場合は、翌開庁日とする。）までに審査し決定を行います。

審査の結果失格となった場合は、次順位の者に資料の提出を依頼します。